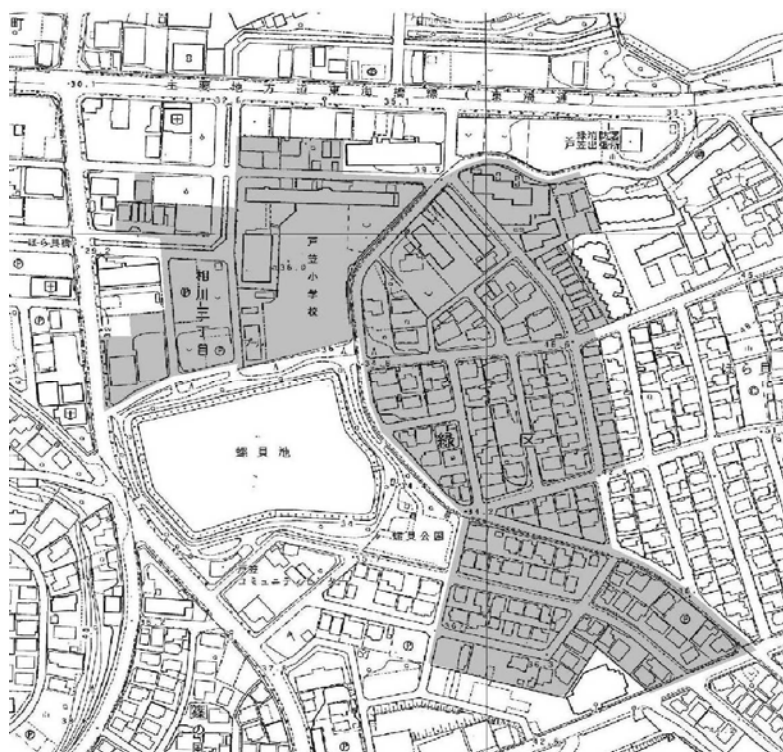


萩ヶ丘西地区

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 緑区ほら貝一丁目、相川三丁目

【最初の認可】 平成21年5月28日 【最近の認可年月日】 平成21年5月28日 【認可番号】 21指令住建指第28号

【有効期間】 令和元年5月28日 より 10年間

【用途地域】 第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域

【制限の概要】

建築物の用途、形態等は次の各号に定める基準によらなければならない。

- ①カラオケ店、スナック、バー、ゲームセンター、ビデオショップ、インターネットカフェ等風俗営業的施設を禁止する。
- ②午前0時以降の深夜に営業する施設を禁止する。
- ③一戸当りの専有面積が50㎡以下のアパート、マンション、寄宿舍、寮を禁止する。
- ④敷地面積100㎡以下のミニ開発を禁止する。
- ⑤宗教施設を禁止する。
- ⑥暴力団の事務所その他これに類する用途に供する建築物を禁止する。
- ⑦第一種低層住居専用地域では、住環境にふさわしくない意匠、色彩、広告、照明、施設等の採用を禁止する。
- ⑧騒音、塵埃、悪臭などの発生及び廃棄物等の野積みを禁止する。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、市街地建築係(電話052-972-2918)でご確認ください。